

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）」の書き方

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告をする必要のない給与所得者等で、1年間（1/1～12/31）の寄附先が5自治体までの場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。この制度を利用した場合、控除額のすべてが翌年度の住民税から控除されます。

なお、確定申告をする方は、この申請書は必要ありませんので破棄してください。

ワンストップ特例制度をご希望の場合

記入例を参考に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載、ご確認の上、添付書類を添えて、銚子市に寄附した翌年の1月10日（必着）までにご提出ください。

※提出期限に間に合わなかった場合は、確定申告をする必要がありますのでご注意ください。

<記入例>

令和 年 月 日 殿	整理番号
〒000-0000	フリガナ
〇〇県 △△市	バンゴウ ハナコ
一日日町一丁目二番三号	氏名
××町 4-5-6	番号 花子
電話番号	個人番号
123-456-7890	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0
	生年月日
	男・大 平・金 4 5 6 7

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。
(一部省略)

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 1 月 3 日	20,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請書を提出し	

引っ越し等で変更があれば
手書きで修正してください

マイナンバー
(個人番号)を
ご記入ください

空欄の場合は
ご記入ください

寄附した年月日・
金額を確認して
ください

□に✓を入れる

※ 記載事項確認のため、裏面の添付書類が必要になります ※

本人確認書類（写）添付台紙（返信用）

※ この用紙にコピーした書類を貼り付けてご郵送ください ※

マイナンバーを確認できる書類①と身分証の写し②の両方が必要になります

マイナンバーを確認できる書類① 貼り付け欄

下記のうちいずれか1つの写しを添付してください

- マイナンバーカード（裏面）
- マイナンバーが記載された住民票
- 通知カード（氏名・住所等の記載事項が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。）



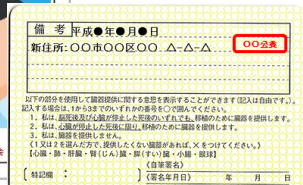
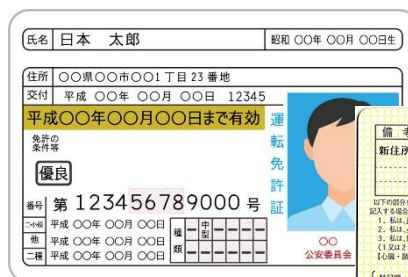
身分証の写し② 貼り付け欄

下記のうちいずれかの写しを添付してください

- マイナンバーカード（表面）
- 運転免許証（裏面に記載がある場合は裏面も添付）
- パスポート（顔写真ページと住所記載ページ）
- 公的医療保険の被保険者証
※保険者番号及び記号番号の部分にマスキング（塗りつぶし）をしてください
- 身体障害者手帳 ●在留カード など

写真、氏名、生年月日、申請書に記載した現住所が確認できるようにコピーしてください

※ 顔写真なしの身分証明書は2点必要



【返送・お問い合わせ先】 銚子市ふるさと納税担当
〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
TEL: 0479-21-3170